

第2号様式

被疑者取調べ監督実施要領の制定について（概要）

（令和7年8月26日 鹿総第268号）

本通達は、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号）に基づき、本県における被疑者取調べ監督の実施要領について、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 本制度の趣旨
- 基本的な留意事項
- 監督の対象とする取調べ
- 監督体制
- 監督の具体的な実施要領
- 被疑者取調べにおける苦情の措置要領
- 都道府県警察間の連携に関する事項
- 公安委員会等への報告に関する事項

等である。